

議案第 3 2 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年 3 月 7 日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 6 中「51万円」を「52万円」に改める。

第15条の 6 の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条の12中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条第 1 項中「51万円」を「52万円」に改め、同項第 2 号中「26万円」を「26万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第 3 項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第 4 項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。